

令和元年9月20日

総合事業指定事業所 管理者 様
地域包括支援センター 管理者 様

笠岡市長寿支援課

介護予防・日常生活支援総合事業における報酬改定について（通知）

平素より、本市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、令和元年10月1日施行で介護予防・日常生活支援総合事業における「国が定める単価」が改正されるのに伴い、本市においても次のとおり改正します。
つきましては、内容をご確認いただきますよう、お願いいたします。

1 加算の新設

サービス種別	加算の内容
介護予防訪問サービス	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×63/1000加算
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×42/1000加算
介護予防通所サービス	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×12/1000加算
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×10/1000加算

2 消費税率引上げに伴う単価の変更

サービス種別	区分	現行	改定後
介護予防訪問サービス	事業対象者・要支援1・2 （週1回程度）	1,168単位	1,172単位
	事業対象者・要支援1・2 （週2回程度利用）	2,335単位	2,342単位
	要支援2 （週2回を超える程度）	3,704単位	3,715単位
介護予防通所サービス	事業対象者・要支援1	1,647単位	1,655単位
	要支援2	3,377単位	3,393単位
介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントⅠ	430単位	431単位

3 区分支給限度基準額の変更

区分	現行	改定後
事業対象者・要支援1	5,003単位	5,032単位
要支援2	10,473単位	10,531単位

4 その他

サービスコード表については9月末頃、サービスマスタは国保連で確認後10月末頃、ホームページに掲載予定です。

【問い合わせ先】

笠岡市役所 長寿支援課 TEL：0865-69-2139
介護保険係・介護事業者指導係